

四国地区不動産公正取引協議会

2024年度 事業計画

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

日本国経済は、コロナ禍を乗り越え、改善しつつある。民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付かず、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いているとされている。

海外経済は、米銀行の貸出態度の厳格化による米国景気の悪化、中東情勢・ウクライナ情勢、中国の過剰債務問題の顕在化などにより、下振れリスク要因が多いと言われている。

このような中、当協議会にあっては、公正な競争の確保と消費者が安心して住まい選びができるよう、公正競争規約の周知と適正な運用に努め、不動産広告のより一層の適正化を図らなければならない。また、最も多くの広告が掲載されるインターネット上の広告においては、おとり広告の規制概要及びインターネット広告の留意事項の周知徹底を図っていく。

上記を踏まえ令和6年度の事業計画を次のとおり策定した。

1 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から「広告代理店等に対し不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。

2 おとり広告の監視強化

インターネットでの成約物件の消し忘れによる「おとり広告」が増加傾向にあることから、これらの広告が発生しないように注意喚起をおこなう。

また、「おとり広告」や重大な不当表示により措置を講じた加盟業者に対しては、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」のメンバーである不動産情報サイト運営会社と協力・連携し、インターネット広告の適正化に取り組む。

3 公正競争規約の周知と研修実施

各支部の研修会等を通じ、傘下会員に対して、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等の周知徹底を図り、違反広告の未然防止に努める。

また、協議会が実施する研修を構成団体である各支部において、会員に向けて情報発信する等、規約の周知をおこなう。

4 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

5 関係官庁等との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。